

NO! 飲酒運転

～飲酒運転は絶対しない、させない～

令和8年
7月21日
施行!

道路交通法の一部を改正する法律が施行され、酒酔い運転の罪の要件に数値基準が設けられました。飲酒運転は重大事故に直結する悪質かつ危険な犯罪行為です。飲酒運転は絶対にやめましょう。

飲酒運転には厳しい処分が!

酒酔い運転



呼気中アルコール濃度 **0.5mg/ℓ以上** またはアルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態

35点 欠格期間3年
免許取消し

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転



呼気中アルコール濃度 0.25mg/ℓ～**0.5mg/ℓ**未滿
呼気中アルコール濃度 0.15mg/ℓ～0.25mg/ℓ未滿

25点 欠格期間2年
免許取消し

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

13点
免許停止 90日

※自転車・特定小型原動機付自転車も処罰の対象

※前歴及びその他の累積点数がない場合

※欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

運転者だけでなく運転者以外にも厳しい処罰が!

車両の提供



酒酔い運転

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒類の提供者



酒酔い運転

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

車両の同乗者



酒酔い運転

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

※点数制度によらないで運転免許の停止処分が下される可能性があります。

危険運転致死傷罪の飲酒類型も同様に数値基準が設けられています!

- ①数値基準を満たす高濃度のアルコールを身体に保有する状態
呼気中アルコール**0.5mg/ℓ以上** → 一律に危険運転致死傷罪の対象
- ②その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態
→ ①の数値基準を満たさなくても危険運転致死傷罪の対象



詳しくはこちら



酒を飲んだら運転しない! 運転する時は酒を飲まない! 運転する人には酒を飲ませない!
一人ひとりがルールを守り飲酒運転を根絶しましょう!